



中部相第13号
平成25年3月13日

〔愛知県知事
政令市長
中核市長〕 殿

総務省
中部管区行政評価局長



行政相談について（参考連絡）。

当局では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政に関する苦情や意見、要望を受け付けし、その解決や実現を促進する行政相談を行っています。

このたび、当局に対し、「身体障害者が各種支援措置を受ける場合、身体障害者手帳の提示を求められるが、手帳には有効期間がなく、貼付されている顔写真が古いものになってしまう。このため、手帳を提示しても本人確認ができず、不審に思われることがある。申請により新しい顔写真を貼付した手帳の再発行ができるとのことであり、このことを周知してほしい。」との申出がありました。

これを踏まえ、愛知県内の主要市における身体障害者手帳に貼付されている顔写真が古くなった場合の手帳の再発行についての周知状況等を調査するとともに、中部管区行政評価局苦情処理委員会（座長：西讓一郎）から意見を聞くなどして検討した結果、別紙のとおり身体障害者が円滑な日常生活をおくれるよう、積極的な周知が求められると考えられますので、参考までに連絡します。

担当：首席行政相談官
電話：(052) 972-7416

【 別 紙 】

1 身体障害者手帳

愛知県における身体障害者手帳の所持者数は、平成 18 年（216,258 人）から平成 22 年（235,617 人）の間に 9 ポイント（19,359 人）増加している。

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条において、「身体障害者とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」とされ、本人が身体障害者であることを証明する書類とされており、身体障害者であることを理由とする各種援護措置を受ける場合には、本人が身体障害者であることを証明するため、その提示を求められる。

また、身体障害者手帳は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号）第 4 条において本人確認書類とされており、運転免許証、旅券等を所持しない身体障害者にとって、1 点で本人確認が可能な本人確認書類としても利用される。（顔写真のない本人確認書類については、2 点の提示を求められる。）

（注）18 歳未満の者は、身体障害児とされ、15 歳未満の者は、その保護者（親権者等）が本人に代わって身体障害者手帳の交付を申請することとされている。

2 身体障害者手帳等の有効期間

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）において、障害者とは身体障害のほか、知的障害、精神障害（発達障害を含む）とされ、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。

知的障害については、厚生事務次官通知（「療育手帳制度について」昭和 48 年 9 月 27 日付け発児第 156 号）に基づく療育手帳が、精神障害については精神保健及び精神障害者福祉法（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳が交付されており、身体障害者手帳と同様に顔写真を貼付することとされているが、これら手帳については、原則として 2 年ごとに障害の程度について判定を受けることとされているため、貼付されている顔写真が古くなることはない。

これに対し、身体障害者手帳には有効期間がなく、障害の程度に変更があった場合、手帳を亡失・毀損した場合等に、本人の申請により新たな手帳が再交付されることとされており、本人が再交付申請をしないと手帳に貼付された顔写真が古いものになる。

3 身障者手帳の再交付

厚生労働省は、昭和31年2月、北海道知事の照会に対し、「・・・年数の経過等により、容貌が著しく変化して、その写真によって本人を認識することが困難になった場合には、本人に対し、新たな写真の提出を求めることが適当。・・・当分の間、居住地等の変更の手續に準じる等、適宜措置して差し支えないこと。」（昭和31年2月1日付け社発第64号）と回答している。

4 愛知県内における周知状況

(1) 政令・中核市における状況

今回、政令・中核市（4）、それ以外の市（4）の計8市における身体障害者手帳に貼付されている顔写真が古くなったことを理由とする手帳の再交付の実施状況について事情聴取したところ、8市とも、希望があれば毀損等の扱いとして手帳の再交付を行うとしている。

しかし、再交付が可能であることを「周知している」としたのは1市のみで、その1市の周知の方法は、市窓口において各種支援援護の申請のため身体障害者手帳の提示を受けた際に当該手帳に貼付された顔写真が古いものであった場合、「新しい顔写真を貼付して再発行できる」旨を声掛けするというもので、①手帳交付時における文書や口頭による説明、②ホームページ等による周知を行っている市はなかった。

その理由として、顔写真が古くなったことによる再交付は、既に周知している「手帳を亡失・毀損した場合」として取り扱っているためとしている。

なお、8市のうち1市は、身体障害者手帳保持者から「駅員等から写真を新しいものに更新するよう言われた。」という声を聞いている。

(2) ホームページでの周知状況

愛知県内54市町村（上記(1)の8市を含む）のうち4市が、ホームページで身体障害者手帳の再交付の事由として「写真を交換したいとき」、「写真交換の場合」を掲げている。

これら4市が掲載するに至った経緯は不明であるが、うち1市は現状について以下のとおり説明している。

- ① 身体障害者手帳には有効期間がなく、幼児期に交付を受けた方の中には当時の顔写真のままの手帳を所持する方もいる。
- ② 顔写真を交換するための再交付申請は半年に1件程度あるが、運転免許証を所持する場合は、これを本人確認書類として使用するケースが多いことから推察すると、身体障害者手帳の他に顔写真付きの本人確認書類がなく、写真が古くなっていることを指摘された方と思われる。

(3) A町（長野県）の場合

A町は、住民の方から「身体障害者手帳に貼付された顔写真が古くなったので更新できるか。」との照会があったことを踏まえ、町のホームページに次のような掲載を行っている。

手帳の写真が、子供の頃に撮った写真だったり古くなってしまった写真などで、今の写真に変更を希望される場合は、新しい写真で手帳の再交付が受けられます。

5 身体障害者手帳保持者の実情

今回、身体障害者が就労する福祉施設等から身体障害者手帳保持者の実情について事情聴取した結果は、以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人B

身体障害者福祉工場と身体障害者入所授産施設を運営していた頃は、県外からの入所者もあり、住民票異動手続の代行に併せて身体障害者手帳の住所変更手続も代行していた。また、就労継続支援A型（雇成型）に移行してからも、入所時には手帳の写しの提出をお願いしている。

これら手続の過程において、先天性の障害をお持ちの方は、かなりの方が幼少期の顔写真のままの手帳を所持していることや、他の方についても顔写真で本人確認が困難な場合や、毀損が著しく文字の判読ができない等の場合には、再交付を勧めてきた。

現在の就労者約 200 人のうち運転免許証を所持し、残る 100 人程度（身体障害者手帳以外の手帳保持者を含む）にとっては、手帳が最も利用しやすい本人確認書類であると考えられる。

(2) 社会福祉法人C

当施設は、主に視覚障害の方の就労を支援している。

視覚障害の方は、運転免許証の取得が困難であり、顔写真付きの本人確認書類としては身体障害者手帳が唯一のものとなる方が多い。

しかし、施設職員である私も知らなかったことから、顔写真が古くなったことにより手帳が再交付できることを知っている方は少ないと思われ、幼少期の写真のままの手帳を所持する方もいる。

視覚障害の方は、障害があることは外見上明らかであり、顔写真が古いことで各種援護施策を受ける上での支障はないと思うが、自立後の日常生活（口座の開設、携帯電話やクレジット契約等）での支障を考えると、顔写真の交換が可能であることを周知することが望まれる。

(3) D身体障害者福祉団体（理事会での意見聴取結果）

顔写真が交換できることが周知されていないため、手続をとる方がほとんどいないのが現状はないか。〈参考1〉

中には60～70歳代になっても子供の頃の写真を貼付したままの手帳を所持している方もいる。〈参考2〉

運転免許証を持っている方は、これを顔写真付きの身分証明書として使うが、持っていない方は身体障害者手帳を使うことになる。

本人確認が日常的に行われる時代であり、身体障害者が社会生活を営む上で、不審を持たれないような手帳を所持することが必要である。

身体障害者が、必要な時に何時でも手続をとれるように顔写真の交換が可能であることの周知を期待する。

〈参考1〉 出席した10人の理事のうち、役所から顔写真の交換が可能であるとの説明を受けたことがあるとしたのは1人。

〈参考2〉 出席した理事の中には、40余年前に交付された手帳を所持していると話された方もいた。

6 中部管区行政評価局苦情処理委員会の意見

日常生活において本人確認が一般的になっている現状を考えると、本人確認書類である身体障害者手帳の顔写真は、容易に本人確認できるべきものであることは言うまでもなく、古くなった顔写真のままの手帳を所持する場合、日常生活に支障があることは十分に想定される。

特に、重度の障害を有する者ほど身体障害者手帳以外の顔写真付きの本人確認書類を持たないケースが多いことが想定される。これらの者に対しては、円滑に日常生活をおくれるように配慮した行政の対応が求められ、手帳に貼付されている顔写真が古くなっている場合、手帳の再交付が可能であることを積極的に周知することが必要と考える。

このような観点に立てば、現在の周知状況はとても十分とは言えず、ありとあらゆる機会を捉えた周知の実施が必要と考える。

行政機関の行う周知の方法としては、次のような方法が考えられる。

- ・身体障害者手帳交付時等に配布されるパンフレット類に写真の更新が可能である旨の明記
- ・身体障害者が関係する福祉団体・福祉施設を通じての周知
- ・窓口担当者による積極的な説明（手帳交付時や各種申請時の声掛け）
- ・ホームページへの写真の更新が可能である旨の明記 等

また、身体障害者が視聴する手話ニュースやラジオ放送での周知も一つの方法と考えられる。

【参考連絡事項】

身体障害者手帳は顔写真が貼付されており、その1点で本人確認ができるという点で、他に顔写真付きの本人確認書類を持たない身体障害者の方にとって重要な本人確認書類と考えられます。

本人確認が一般化している今日、このような方々が円滑に日常生活をおくれるように中部管区行政評価局苦情処理委員会の意見を参考にして、積極的な周知についてご検討下さい。